

## 苫小牧市地球温暖化対策市民検討会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画の策定にあたり、広く市民からの意見を聞き計画に反映させるため、苫小牧市地球温暖化対策市民検討会（以下、「市民検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民検討会は、苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画の内容に関する事項を検討し、意見、提案等を報告書にまとめ市長に報告する。

### (組織)

第3条 市民検討会は、次にあげる者のうち 15 人以内の委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 団体からの推薦者
- (3) 企業からの推薦者
- (4) 学識経験者

### (会長及び副会長)

第4条 市民検討会に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民検討会を統括し、議事進行を担当する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期等)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告書を市長に提出するまでとする。

- 2 委員の報酬は、無償とする。

### (会議の召集)

第6条 市民検討会の会議は、会長が召集する。

### (事務局)

第7条 事務局は、環境衛生部環境保全課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会の運営に関し必要な事項は、会長が市民検討会に諮り定める。

### 附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。